

後期基本計画素案

【基本目標 2（基本施策 4）】

* 資料 5 - 3 - 1 の施策 3 3 素案への追加部分に網掛けをしています。

主担当部	生活環境部	主担当課	ごみ減量推進課
関連課			

4 循環型社会の形成

施策 3 3、3 4 ごみの発生抑制と資源化の推進

(1) 現状と課題

本市ではこれまで「循環型社会」の形成に向け、市民とともに 3 R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の推進に取り組んできました。

ダストボックス方式から戸別収集方式への変更とごみの有料化後は、市民のごみの排出抑制に関する意識が浸透し、ごみの収集量は大幅に減少したものの、その後はほぼ横ばいであることから、今後も、ごみに対する意識啓発を図り、さらなるごみ減量、3 R の推進に向けた施策を、積極的に展開する必要があります。

エコセメント事業やリサイクルプラザから発生する残渣のガス化事業などにより、現在、最終処分場での埋立処分量はゼロとなっています。限りある処分場を今後も長く利用できるよう、ごみ減量や適正な分別を引き続き推進し資源化する必要があります。

(2) めざす姿

市と市民・事業者が協働してごみ減量や 3 R の推進を図ることで、環境負荷の低い循環型社会が形成されています。

ごみの収集運搬・中間処理施設については、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることに加え、効果的な運営や更なる再生利用が推進されています。

最終処分場については、ごみ減量や適正な分別の推進が図られ、埋立処分量はゼロを継続しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市民1人当 たりのごみ・ 資源の排出 量(g/日)	家庭系燃やすごみ、燃や さないごみ、粗大ごみ、有 害ごみ、資源物、事業系 可燃ごみの排出量を合計 した年間総ごみ量を、市 民1人1日あたりに換算し た数値です。減少を目指 します。	645g (平成23年度)	595g	631g (平成27年 度)	595g	
市民1人当 たりのリサ イクルプラ ザへの搬入 量 (g/日)	リサイクルプラザへの年 間搬入量を市民1人1日 あたりに換算した数値で す。減少を目指します。	146g/日 (H23年度)	135g/日	143g/日 (H27年度)	135g/ 日	
集団回収に 取り組む自 治会数(団 体)	古紙、缶などの集団回収 に取り組む自治会数で す。増加を目指します。			317団体 (H27年度)	340団体	

(4) 施策の方向性

- ・市民・事業者・行政の3者の協働によるごみ減量に取り組んでいくことを目的に、府中市
ごみ減量等推進市民会議の開催や各種イベントでの啓発活動を行い、ごみ減量・3Rの取
組みを進めます。
- ・集団回収未実施地域の自治会や大規模集合住宅に働きかけを行い、集団回収の拡充に努め
ます。
- ・燃やすごみの大半を占める生ごみの減量化に向け、生ごみを出さない取り組みや水切りの徹
底などの啓発に努めます。
- ・ごみの収集運搬・中間処理施設などの各施設では、適正な処理を行うことに加え、計画的か
つ効果的な施設運営を行うことで、出来るだけ長く施設を稼働させることに努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
ごみ減量推進事業	・ 集団回収事業を積極的に推進し、資源物の行政収集の縮小を目指します。
ごみ減量運動啓発事業	・ エコクッキング教室の実施やエコレシビを発行するなど、様々な啓発事業を行うことで、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）の削減に努めます。 ・ 幅広い年齢層を対象とした啓発事業に努めます。
廃棄物収集運搬事業	・ ごみの収集運搬については、排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設へ搬入します。
多摩川衛生組合管理運営事業	・ 本市の燃やすごみを焼却処理している多摩川衛生組合の運営については、他の構成市とも連携しながら、安定的かつ効率的な運営に努めます。
東京たま広域資源循環組合	・ 構成員である自覚を持ち、ごみ減量や適正な分別を推進し、埋立処分量のゼロの継続に努めます。
リサイクルプラザ管理運営事業	・ 燃やさないごみや粗大ごみの分別収集を徹底するとともに、施設での選別作業をきめ細かく行うことで、適正なごみ処理に努めます。また、新たな有価物の売却品目を模索し、再生利用の拡充に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ リサイクル（再生利用）からリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を意識した生活への転換を図り、環境負荷の低い循環型社会の形成に取り組む。
- ・ 古紙や缶などの資源物の持ち去り行為やごみの排出状況の悪い場所などに関して、市に情報提供する。
- ・ 効果的で適正な処理が行えるよう、ごみ処理の過程を理解し、分別排出ルールを厳守する。